

関係法規

- No. 50 高圧ガス容器に係る設計荷重を分担しないガラス繊維に関する解釈の見直し**……………p.4
- ・容器則例示基準 別添 11 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈
 - ・KHKS 0128 70MPa 圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準(2010)
- No. 51 b 燃料電池自動車用高圧水素容器の許容傷深さの基準の緩和 b（容器の再検査の簡素化）**……………p.5
- ・国際容器則告示（容器の外観検査）第十七条第一項第一号ハ
 - ・容器則告示（一般複合容器の外観検査）第十五条第一項第一号二
- No. 43 型式承認等に要する期間短縮**……………p.6
- ・高圧ガス保安法（容器又は附属品の型式の承認）第四十九条の二十一
 - ・容器則（容器の型式承認の申請）第五十七条 第六十条
 - ・KHK 容器等製造業者登録調査マニュアル
- No. 54 会社単位での容器等製造業者登録**……………p.7
- ・高圧ガス保安法（容器等製造業者の登録）第四十九条の五
 - ・容器則（登録の申請）第四十一条
 - ・国際容器則（登録の申請）第三十一条
- No. 56 水素貯蔵システムの型式の定義の適正化**……………p.8
- ・国際容器則告示（用語の定義）第一条第七号
 - ・UN-R134
- No. 55 容器等製造業者登録の更新の見直し**……………p.9
- ・高圧ガス保安法（登録の更新）第四十九条の九
 - ・高圧ガス保安法施行令（登録容器等製造業者等に係る登録の有効期間）第十一条
 - ・容器則（登録の更新）第四十七条
- No. 59 充填可能期間を経過した高圧水素容器を搭載した燃料電池自動車に係る安全な再資源化处理**……………p.10
- ・一般則（貯蔵の方法に係る技術上の基準）第十八条第二号ハ、第三号
 - ・一般則（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準）第四十九条第一項第三号、第二項
- No. 34 a 水素スタンドの充てん容器等における措置の合理化 a（直射日光を遮る措置）**……………p.11
- ・一般則（定置式製造設備に係る技術上の基準）第六条第一項第四十二号ホ、第二項第四十二号ホ
 - ・一般則（圧縮水素スタンドに係る技術上の基準）第七条の三第一項第一号（第六条第一項第四十二号準用）
 - ・一般則（圧縮水素スタンドに係る技術上の基準）第七条の三第二項第三十三号ハ
 - ・一般則例示基準 34.直射日光を遮るための措置
- No. 33 水素スタンドにおける微量漏えいの取扱いの見直し**……………p.12
- ・高圧ガス保安法（事故届）第六十三条
 - ・一般則（事故届）第九十八条
 - ・高圧ガス保安法事故措置マニュアル 2. 事故の定義等
- No. 29 b 保安監督者に関する見直し b（保安監督者の経験要件の合理化）**……………p.13
- ・高圧ガス保安法 第二十七条の二
 - ・一般則第六十四条

No. 29a 保安監督者に関する見直しa（保安監督者の複数スタンド兼任の許容）	p.14
・ 高圧ガス保安法（保安統括者、保安技術管理者及び保安係員）第二十七条の二 ・ 一般則（保安統括者の選任等）第六十四条 ・ 内規 一般則第六十四条関係	
No. 25a 高圧ガス販売事業者の義務の見直しa（保安台帳の廃止）	p.15
・ 高圧ガス保安法（販売の方法）第二十条の六 ・ 一般則（販売業者等に係る技術上の基準）第四十条 ・ 内規 一般則第四十条関係	
No. 25b 高圧ガス販売事業者の義務の見直しb（販売主任者選任の合理化）	p.16
・ 高圧ガス保安法（販売主任者及び取扱主任者）第二十八条 ・ 高圧ガス保安法（保安統括者等の職務等）第三十二条 ・ 一般則（販売主任者の選任等）第七十二条 ・ 内規 一般則第七十二条関係	
No. 26 水素充てん時の車載容器総括証票等の確認の不要化	p.18
・ 高圧ガス保安法（表示）第四十六条 ・ 高圧ガス保安法（充填）第四十八条 ・ 道交法（整備不良車両の運転の禁止）第六十二条 ・ 道路運送車両法（自動車の装置）第四十一条 ・ 道路運送車両の保安基準（高圧ガス燃料装置）第十七条 ・ 保安基準細目告示（高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置）第二十条 ・ 道路運送車両法（使用者の点検及び整備の義務）第四十七条 ・ 道路運送車両法（日常点検整備）第四十七条の二	

関係法規の正式名称と略称

正式名称	略称
【法律】	
高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）	高圧ガス保安法
【政令】	
高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）	高圧ガス保安法施行令
【省令】	
一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）	一般則
容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）	容器則
国際相互承認に係る容器保安規則	国際容器則
【告示】	
容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成九年通商産業省告示第百五号）	容器則告示
国際相互承認に係る容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成二十八年経済産業省告示第百八十四号）	国際容器則告示
【通達】	
高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規） （20140625 商局第 1 号）	内規
一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20140625 商局第 6 号）	一般則例示基準
容器保安規則の機能性基準の運用について（20130409 商局第 4 号）	容器則例示基準
高圧ガス保安法事故措置マニュアル	事故措置マニュアル
【自主基準】	
高圧ガス保安協会基準	KHKS
【国際協定期則】	
協定期則第 134 号 水素燃料車（HFCV）の安全関連性能に係わる自動車およびその構成部品の 認可に関する統一規定	UN-R134
【法律】	
道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）	道交法
道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）	道路運送車両法
【省令】	
道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）	保安基準
【告示】	
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 （平成 14 年国土交通省告示第 619 号）	保安基準細目告示

【NO.50 高圧ガス容器に係る設計荷重を分担しない

ガラス繊維に関する解釈の見直し】

容器則例基準

別添 11 国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈

別表第 2							
容器の種類	型式変更における設計変更区分	設計確認試験又は型式試験					
		設計検査	初期破損試験	初期常温圧力サイクル試験	耐久性能試験	連続ガス圧力試験	火炎暴露試験
	繊維材料又は繊維製造業者	○	○	○ 注 1	○		○ 注 1
	樹脂材料	○	○		○		
		○	○	○	○	○	

KHKS 0128 70MPa 圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準(2010)

別 表												
別表第 2（箇条 8、箇条 29 関係）												
容器の種類	型式変更における設計変更区分	設計確認試験又は型式試験										
		設計検査	プラスチックライナー溶接部引張試験	破損試験	常温圧力サイクル試験	最小肉厚確認試験	火炎暴露試験	落下試験	ガス透過試験	使用環境負荷試験	水素ガスサイクル試験	層間せん断試験
	繊維材料又は繊維製造業者	○		○	○ 注 1	○ 注 1	○ 注 1	○		○		○
	樹脂材料	○		○		○ 注 6		○ 注 6		○		○

【NO.5 1b 燃料電池自動車用高圧水素容器の許容傷深さの基準の緩和b

(容器の再検査の簡素化)】

国際容器則告示

第十七条第一項第一号八 繊維強化プラスチックの外部切り傷等については、次の基準のいずれをも満たす場合に合格とする。

(イ) 繊維強化プラスチック部分に切り傷等がないこと。ただし、切り傷等の深さが〇・二五ミリメートル以下又は刻印等において示された繊維強化プラスチック部分の許容傷深さの値以下である場合は、当該傷を樹脂で補修することにより合格とすることができる。

(ロ) (略)

高圧ガス保安法 容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示

第十五条第一項第一号二 一般複合容器（液化石油ガス用一般複合容器を除く。）にあっては、繊維強化プラスチックの外部切り傷等については、次の基準のいずれをも満たす場合に合格とする。

(イ) 繊維強化プラスチック部分に切り傷等がないこと。ただし、刻印等において示された繊維強化プラスチック部分の許容傷深さの値以下の切り傷等であって、繊維が露出している場合は、当該傷を樹脂で補修することにより合格とすることができる。

(ロ) (略)

【NO.43 型式承認等に要する期間短縮】

高圧ガス保安法

第 49 条の 21（容器又は附属品の型式承認）登録容器等製造業者は、製造しようとする容器又は附属品の型式について、経済産業大臣の承認を受けることができる。

第 49 条の 22（承認の基準）2 前項の試験を受けようとする登録容器等製造業者は、次の事項を記載した申請書に第 49 条の 21 第 3 項の経済産業省令で定める数量の試験用の容器又は附属品及び同項の経済産業省令で定める書類を添えて、協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

容器保安規則

第 57 条（容器の型式承認の申請）法第 49 条の 21 第 1 項及び法第 49 条の 33 第 1 項の規定により、同項の容器の型式承認を受けようとする者は、様式第 25 の容器型式承認申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第 60 条（試験の申請）法第 49 条の 23 第 1 項の試験のうち、容器に係るものを受けようとする者は、様式第 27 の容器型式試験申請書を協会又は指定容器検査機関に提出しなければならない。

（非法令）高圧ガス保安協会 容器等製造業者登録調査マニュアル

8. 容器等の型式承認

容器等製造業者が、自ら製造した容器又は附属品に対して自社内の検査体制により検査を行い流通させるためには、大臣による登録を受けた後、当該容器等事業区分の範囲内で法第 49 条の 21 に規定する当該容器又は附属品の型式に対する大臣による型式の承認を受けなければならない。

【NO.54 会社単位での容器等製造業者登録】

高圧ガス保安法

第四十九条の五 容器又は附属品の製造の事業を行う者は、経済産業省令で定める容器又は附属品の製造の事業の区分（以下「容器等事業区分」という。）に従い、その工場又は事業場ごとに、経済産業大臣の登録を受けることができる。

容器則

第四十一条 法第四十九条の五第一項の規定により、同項の登録を受けようとする容器等製造業者は、様式第十による登録申請書を経済産業大臣（容器又は附属品を製造する工場又は事業場が一の産業保安監督局の管轄区域内のみに設置されている容器等製造業者にあつては、当該工場又は事業場を管轄する産業保安監督部長。以下この条、第四十九条、第五十一条、第五十二条、第五十三条、第五十七条、第五十九条、第六十三条及び第六十五条において同じ。）に提出しなければならない。

国際容器則

第三十一条 法第四十九条の五第一項の規定により、同項の登録を受けようとする容器等製造業者は、様式第七による登録申請書を経済産業大臣（容器又は附属品を製造する工場又は事業場が一の産業保安監督局の管轄区域内のみに設置されている容器等製造業者にあつては、当該工場又は事業場を管轄する産業保安監督部長。以下この条、第三十九条、第四十一条から第四十三条まで、第四十八条、第五十条、第五十四条及び第五十六条において同じ。）に提出しなければならない。

【NO.56 水素貯蔵システムの型式の定義の適正化】

国際容器則告示

第1条第7号 容器の型式容器は、次に掲げる事項のいずれにも該当する範囲のものを一型式とする。

イ 容器は、同一の種類の材料（容器製造業者が保証する引張強さ、耐力及び伸び率の値（容器製造業者が有限要素法その他の適切な解析方法によって、容器の耐圧部分が耐圧試験中及び使用中に降伏を起こさないことを確認した値とする。）等が同一であることを含む。）を用い、同一の製造方法によって同一の容器製造所において製造されたものであること。

ロ～ヌ （略）

同第8号 附属品の型式附属品は、次に掲げる事項のいずれにも該当する範囲のものを一型式とする。

イ 同一の附属品製造所において製造された同一の構造（容器取付部のねじ及び充填口のねじに係る部分は除く。）のものであること。

ロ・ハ （略）

UN-R134

2. Definitions（定義）

For the purpose of this Regulation, the following definitions shall apply:（本規則の目的上、以下の定義を適用するものとする：）

2.14. "Manufacturer" means the person or body responsible to the approval authority for all aspects of the type approval process and for ensuring conformity of production. It is not essential that the person or body is directly involved in all stages of the construction of the vehicle, system or component which is the subject of the approval process.（「メーカー」とは、型式認可プロセスのすべての側面および生産の適合性の確保について認可当局に対し責任を負う個人または団体を指す。その個人または団体が認可プロセスの対象である車両、システムまたは構成部品の製造の全段階に直接的に関与していることは必須要件ではない。）

2.25. "Type of hydrogen storage system" means an assembly of components which do not differ significantly in such essential aspects as:（「水素貯蔵システムの型式」とは、以下のような本質的な特徴において大きな違いがない構成部品のアセンブリを指す：）

(a) The manufacturer's trade name or mark;（メーカーの商号または商標、）

(b)～(e) （略）

2.26. "Type of specific components of hydrogen storage system" means a component or an

【NO.55 容器等製造業者登録の更新の見直し】

高圧ガス保安法

第四十九条の九 第四十九条の五第一項の登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

高圧ガス保安法施行令

第十一条 法第四十九条の九第一項（法第四十九条の三十一第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、五年とする。

容器規則

第四十七条 法第四十九条の九の登録の更新を受けようとする者は、第四十一条第一項の規定の例により、申請をしなければならない。

【NO.59 充填可能期間を経過した高圧水素容器を搭載した

燃料電池自動車に係る安全な再資源化処理】

一般則

第18条第2号へ

一般複合容器等であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充てん可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充てん可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充てん可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器を製造した月（容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過した月を経過したもの）を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと。

第3号（貯蔵の方法に係る技術上の基準）

高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により貯蔵する場合にあつては、前号への基準に適合すること。

第49条第1項第3号（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等）

一般複合容器等であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充てん可能期限年月日を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充てん可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充てん可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器を製造した月（容器の製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過した月を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと。

第2項

高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により高圧ガスを移動する場合は、前項第三号の基準に適合すること。

【NO.34 a 水素スタンドの充填容器等における措置の合理化 a

(直接日光を遮る措置)】

一般則

(定置式製造設備に係る技術上の基準)

第六条 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び特定圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設における法第八条第一号 の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則 に規定する技術上の基準によることができる。

(略)

四十二 容器置場並びに充てん容器及び残ガス容器（以下「充てん容器等」という。）は、次に掲げる基準に適合すること。

(略)

ホ 充てん容器等（断熱材で被覆してあるものを除く。）に係る容器置場（可燃性ガス及び酸素のものに限る。）には、直射日光を遮るための措置（当該ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に解放されることを妨げないものに限る。）を講ずること。ただし、充てん容器をシリンダーキャビネットに収納した場合は、この限りでない。

(略)

(特定圧縮水素スタンドに係る技術上の基準)

第七条の三 製造設備が特定圧縮水素スタンド（以下この条において単に「圧縮水素スタンド」という。）である製造施設における法第八条第一号 の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

一 第六条第一項第一号、第二号、第五号から第二十二号まで、第二十四号から第二十七号まで、第三十号、第三十二号及び第三十八号から**第四十二号**までの基準に適合すること。

(略)

2 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。

三十三 容器置場及び充てん容器等は次に掲げる基準に適合すること。

(略)

ハ 充てん容器等（断熱材で被覆してあるものを除く。）に係る容器置場（可燃性ガスのものに限る。）には、直射日光を遮るための措置（当該ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に開放されることを妨げないものに限る。）を講ずること。ただし、充てん容器等から圧縮水素を受け入れる配管に圧力リリーフ弁を設けた場合は、この限りでない。

(略)

一般則例示基準

(略)

34. 直射日光を遮るための措置

充てん容器（断熱材で被覆してあるものを除く。）に係る容器置場（可燃性ガス及び酸素のものに限る。）に講ずべき直射日光を遮るための措置は、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根を設けることとする。ただし、短期間であれば不燃性又は難燃性のシートで充てん容器を覆うことにより代替できる。

【NO.33 水素スタンドにおける微量漏えいの取扱いの見直し】

高圧ガス保安法

(事故届)

第六十三条 第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。

一 その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。

二 その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

2 経済産業大臣又は都道府県知事は、前項第一号の場合は、所有者又は占有者に対し、災害発生の日時、場所及び原因、高圧ガスの種類及び数量、被害の程度その他必要な事項につき報告を命ずることができる。

(現状変更の禁止)

第六十四条 何人も、高圧ガスによる災害が発生したときは、交通の確保その他公共の利益のためやむを得ない場合を除き、経済産業大臣、都道府県知事又は警察官の指示なく、その現状を変更してはならない。ただし、第三十六条第一項又は液化石油ガス法第二十七条第一項第四号の規定による措置を講ずる場合は、この限りでない。

一般高圧ガス保安規則

(事故届)

第九十八条 法第六十三条第一項の規定により、都道府県知事に事故を届け出ようとする者は、様式第五十八の事故届書を、事故の発生した場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

高圧ガス保安法事故措置マニュアル（通達：平成 22・09・07 原院第 4 号）

(略)

2. 事故の定義等

(1) 高圧ガスに係る事故等とは、高圧法の適用を受ける高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費及び廃棄並びに容器の取扱（以下「製造等」という。）中に発生した事故等で、次に掲げるものをいう。なお、高圧法の法令違反があり、その結果として、災害が発生した場合には、高圧ガスが存する部分の事故に限らず「高圧ガスに係る事故等」として取り扱う。

① 爆発（高圧ガス設備等（以下「設備等」という。）が爆発したものをいう。以下同じ。）

② 火災（設備等において、燃焼現象が生じたものをいう。以下同じ。）

③ 噴出・漏えい（設備等において高圧ガスの噴出又は漏えいが生じたものをいう。以下同じ。）

ただし、以下のいずれかの場合は除く。

1) 噴出・漏えいしたガスが毒性ガス又は可燃性ガス（液化石油ガス及び天然ガスを除く。）以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）又は開閉部（バルブ又はコック）であり、噴出・漏えいの程度が微量（石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって、かつ、人的被害のない場合

2) 完成検査、保安検査若しくは定期自主検査における耐圧試験時又は気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合

④ 破裂・破損等（設備等の破裂、破損又は破壊等が生じたものをいう。以下同じ。）

⑤ 喪失・盗難（高圧ガス又は高圧ガス容器の喪失又は盗難をいう。以下同じ。）

⑥ 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となったとき。

⑦ その他

(略)

【NO.29b 保安監督者に関する見直しb（保安監督者の経験要件の合理化）】

高圧ガス保安法

（保安統括者、保安技術管理者及び保安係員）

第二十七条の二 次に掲げる者は、事業所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、高圧ガス製造保安統括者（以下「保安統括者」という。）を選任し、第三十二条第一項に規定する職務を行わせなければならない。

一 第一種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者（経済産業省令で定める者を除く。）

（略）

一般則

（保安統括者の選任等）

第六十四条 法第二十七条の二第一項の規定により、同項第一号又は第二号に掲げる者（以下次条から第六十七条まで及び第七十八条において「第一種製造者等」という。）は、事業所ごとに、保安統括者一人を選任しなければならない。

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

（略）

四 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、専ら天然ガスを燃料として使用する車両に固定された容器に天然ガスを充てんする者であつて、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、可燃性ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させるもの

五 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、又は移動式圧縮水素スタンドにより、専ら常用の圧力が八十二メガパスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定された容器に圧縮水素を充てんする者であつて、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させるもの

（略）

【NO.29 a 保安監督者に関する見直し a

(保安監督者の複数スタンド兼任の許容)】

高圧ガス保安法

(保安統括者、保安技術管理者及び保安係員)

第二十七条の二 次に掲げる者は、事業所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、高圧ガス製造保安統括者（以下「保安統括者」という。）を選任し、第三十二条第一項に規定する職務を行わせなければならない。

一 第一種製造者であつて、第五条第一項第一号に規定する者（経済産業省令で定める者を除く。）

(略)

一般則

(保安統括者の選任等)

第六十四条 法第二十七条の二第一項の規定により、同項第一号又は第二号に掲げる者（以下次条から第六十七条まで及び第七十八条において「第一種製造者等」という。）は、事業所ごとに、保安統括者一人を選任しなければならない。

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

(略)

五 処理能力が二十五立方メートル未満の事業所において、又は移動式圧縮水素スタンドにより、専ら常用の圧力が八十二メガパスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定された容器に圧縮水素を充てんする者であつて、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させるもの

(略)

高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）

第64条関係

(略)

第2項第1号及び第3号から第5号中「保安について監督させるもの」は、それぞれの事業所で1名以上選任することとし、代理者の選任は不要である。また、交替制をとっている事業所であっても、それぞれの当番において、監督者が常駐する必要はないが、監督者が不在の際の連絡体制を確保する必要がある。

(略)

【NO.25 a 高圧ガス販売事業者の義務の見直しa(保安台帳の廃止)】

[注記：燃料電池自動車に係る保安台帳の廃止]

高圧ガス保安法

(販売の方法)

第二十条の六 販売業者等は、経済産業省令で定める技術上の基準に従って高圧ガスの販売をしなければならない。
2 都道府県知事は、販売業者等の販売の方法が前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に従って高圧ガスの販売をすべきことを命ずることができる。

一般則

(販売業者等に係る技術上の基準)

第四十条 法第二十条の六第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること。

二 充填容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏れいしていないものをもつてすること。

三 圧縮天然ガスの充填容器等の引渡しは、法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間を六月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したのもつてすること。

四 圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に圧縮天然ガスを販売するときは、当該販売に係る圧縮天然ガスの消費のための設備について、次に掲げる基準に適合していることを確認した後にすること。

(略)

内規

第40条関係

1. 第1号中「保安状況を明記した台帳」には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、様式は任意とする。

一 引渡先の名称及び所在地

二 当該引渡先に対する販売上の保安責任者（できるだけ販売主任者免状又は製造保安責任者免状を所有する者が望ましい。）の氏名

三 (イ) 圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に販売する者（以下「A」という。）にあっては引渡しした容器から消費者における最初の閉止弁までの配管の配置状況及びそれらの付近の状況を示す図面並びにそれらの所在地

(ロ) 直接消費者に販売する者（Aを除く。）にあっては、消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用の状態等

(ハ) 消費者に直接販売しない販売業者にあっては、販売先の販売業者の届出年月日

2. 第3号中「その旨」については次のように行うものとする。

①明示すべき事項は、「充填期限平〇ー〇」（〇は年、〇は月を示す。）とし、月については、次回の再検査を受けないで高圧ガスを充填できる最終日を含む月とする。

②文字（数字を含む。）の色は赤（方法はスタンプ、吹きつけでもよい。）その一つの大きさは縦横3 cm以上を標準とし、2列以上にわたって記載してもよいこととする。

③明示すべき位置は、容器の胴部の見やすい箇所とする。

【NO.25b 高圧ガス販売事業者の義務の見直しb

（販売主任者選任の合理化）】

高圧ガス保安法

（販売主任者及び取扱主任者）

第二十八条 販売業者（経済産業省令で定める高圧ガスを販売する者に限る。第三十四条において同じ。）は、販売所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、製造保安責任者免状又は高圧ガス販売主任者免状（以下「販売主任者免状」という。）の交付を受けている者であつて、経済産業省令で定める高圧ガスの販売に関する経験を有する者のうちから、高圧ガス販売主任者（以下「販売主任者」という。）を選任し、第三十二条第七項に規定する職務を行わせなければならない。

2 特定高圧ガス消費者は、事業所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、特定高圧ガス取扱主任者（以下「取扱主任者」という。）を選任し、第三十二条第八項に規定する職務を行わせなければならない。

3 第二十七条の二第五項の規定は、販売主任者又は取扱主任者の選任又は解任について準用する。

（保安統括者等の職務等）

第三十二条 保安統括者は、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務を統括管理する。

（略）

7 販売主任者は、高圧ガスの販売に係る保安に関する業務を管理する。

一般則

（販売主任者の選任等）

第七十二条 法第二十八条第一項の経済産業省令で定める高圧ガスは、アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸素、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシランとする。

2 法第二十八条第一項の規定により、販売業者は、次の表の上欄に掲げる販売所の区分ごとに、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状又は第一種販売主任者免状の交付を受けている者であつて、同表の下欄に掲げるガスの種類のうち一種以上の高圧ガスについて、その種類ごとの製造又は販売に関する六月以上の経験を有する者のうちから、販売主任者を選任しなければならない。

販売所の区分	ガスの種類
アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシランの販売所	アルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン及びモノシラン
アセチレン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、水素及びメタンの販売所	アンモニア、一酸化炭素、酸化エチレン、クロルメチル、シアン化水素、石炭ガス、トリメチルアミン、モノメチルアミン及び硫化水素
アセチレン、 <u>水素</u> 及びメタンの販売所	アセチレン、油ガス、エタン、エチレン、塩化ビニル、水性ガス、 <u>水素</u> 、メタン及びメチルエーテル
塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄及び四フッ化ケイ素の販売所	亜硫酸ガス、塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、フロムメチル及びホスゲン
酸素の販売所	酸素

内規

第72条関係

第2項表中本規則の適用を受ける販売所は、第2項の表の上欄に掲げる販売所の区分ごとに、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状又は第一種販売主任者免状の交付を受けている者であって第2項同表中下欄に掲げるガスの種類についてその種類ごとの製造又は販売に関する6月以上の経験（高圧ガスを直接取り扱うことなく販売取次のみを行っている販売所の経験を含めて差し支えない。この場合、同じ販売方式の販売所においてのみ販売主任者に選任できることとなる。）を有する者を販売主任者として選任すべき旨を規定している。

なお、本規則の適用を受ける販売所において液化石油ガス保安規則の適用を受ける液化石油ガス（以下「液化石油ガス」という。）を併せて販売する場合には、本規則による販売主任者の他に、液化石油保安規則により甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状の交付を受けている者又は丙種化学責任者免状の交付を受けている者（特別試験科目に係る丙種化学責任者免状の交付を受けている者を除く。）若しくは第二種販売主任者免状の交付を受けている者であって液化石油ガスについての製造又は販売に関する6月以上の経験を有する者を販売主任者として選任しなければならない。この場合販売主任者が二つの規則に係る免状、経験を有している場合は一人の選任でよいので念のため。

【NO.26 水素充填時の車載容器総括証票等の確認の不要化】

高圧ガス保安法

(表示)

第四十六条 容器の所有者は、次に掲げるときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、表示をしなければならない。その表示が滅失したときも、同様とする。

- 一 容器に刻印等がされたとき。
- 二 容器に第四十九条の二十五第一項の刻印又は同条第二項の標章の掲示をしたとき。
- 三 第四十九条の二十五第一項の刻印又は同条第二項の標章の掲示（以下「自主検査刻印等」という。）がされている容器を輸入したとき。

2 容器（高圧ガスを充てんしたものに限り、経済産業省令で定めるものを除く。）の輸入をした者は、容器が第二十二条第一項の検査に合格したときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、表示をしなければならない。その表示が滅失したときも、同様とする。

3 何人も、前二項又は第五十四条第三項に規定する場合のほか、容器に、前二項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(充てん)

第四十八条 高圧ガスを容器（再充てん禁止容器を除く。以下この項において同じ。）に充てんする場合は、その容器は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

一 刻印等又は自主検査刻印等がされているものであること。

二 第四十六条第一項の表示をしてあること。

三 バルブ（経済産業省令で定める容器にあつては、バルブ及び経済産業省令で定める附属品。以下この号において同じ。）を装置してあること。この場合において、そのバルブが第四十九条の二第一項の経済産業省令で定める附属品に該当するときは、そのバルブが附属品検査を受け、これに合格し、かつ、第四十九条の三第一項又は第四十九条の二十五第三項（第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。以下この項、次項、第四項及び第四十九条の三第二項において同じ。）の刻印がされているもの（附属品検査若しくは附属品再検査を受けた後又は第四十九条の二十五第三項の刻印がされた後経済産業省令で定める期間を経過したもの又は損傷を受けたものである場合にあつては、附属品再検査を受け、これに合格し、かつ、第四十九条の四第三項の刻印がされているもの）であること。

四 溶接その他第四十四条第四項の容器の規格に適合することを困難にするおそれがある方法で加工をした容器にあつては、その加工が経済産業省令で定める技術上の基準に従つてなされたものであること。

五 容器検査若しくは容器再検査を受けた後又は自主検査刻印等がされた後経済産業省令で定める期間を経過した容器又は損傷を受けた容器にあつては、容器再検査を受け、これに合格し、かつ、次条第三項の刻印又は同条第四項の標章の掲示がされているものであること。

(容器再検査)

第四十九条 容器再検査は、経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は経済産業大臣が行う容器検査所の登録を受けた者が経済産業省令で定める方法により行う。

2 容器再検査においては、その容器が経済産業省令で定める高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別の規格に適合しているときは、これを合格とする。

3 経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者は、容器が容器再検査に合格した場合において、その容器が第四十五条第一項の経済産業省令で定める容器以外のものであるときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、刻印をしなければならない。

4 経済産業大臣、協会、指定容器検査機関又は容器検査所の登録を受けた者は、容器が容器再検査に合格した場合において、その容器が第四十五条第一項の経済産業省令で定める容器であるときは、速やかに、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、標章を掲示しなければならない。

5 何人も、前二項に規定する場合のほか、容器に、第三項の刻印若しくは前項の標章の掲示又はこれらと紛らわしい刻印若しくは標章の掲示をしてはならない。

(略)

道路交通法

(整備不良車両の運転の禁止)

第六十二条 車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、その装置が道路運送車両法第三章若しくはこれに基づく命令の規定（道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十四条第二項の規定による防衛大臣の定め。以下同じ。）又は軌道法第十四条若しくはこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等（次条第一項において「整備不良車両」という。）を運転させ、又は運転してはならない。

(略)

道路運送車両法

(自動車の装置)

第四十一条 自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

(略)

六 燃料装置及び電気装置

(略)

道路運送車両の保安基準

(燃料装置)

第十七条 高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして、強度、構造、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

(略)

3 圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（略）のガス容器、配管その他の水素ガスの流路にある装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、燃料漏れ防止に係る性能及び構造に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示

(高圧ガスを燃料とする自動車の燃料装置)

第20条 高圧ガスを燃料とする自動車（第3項の自動車を除く。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

(略)

3 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。以下この項において同じ。）の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第17条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 ガス容器は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ 容器再検査を受けたことのないガス容器 次のいずれかに該当すること

(1) 容器保安規則第7条及び第17条に規定する構造及び機能を有するもの

(2) 刻印等が当該容器になされているもの

(3) 容器則細目告示第1条第2項第3号に規定する車載容器綴括証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

ロ 容器再検査を受けたことのあるガス容器 次のいずれかに該当すること

(1) 容器保安規則第26条及び第29条に規定する構造及び機能を有するもの

(2) 高圧ガス保安法第49条に規定する刻印又は標章の掲示が当該容器になされているもの

(3) 容器則細目告示第32条に規定する容器再検査合格証票が燃料充填口近傍に貼付されているもの

ニ 圧縮水素ガスを燃料とする自動車であって専ら乗用の用に供する車両総重量 4.54t 未満のもの（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽けん引自動車を除く。以下この号及び次号において「圧縮水素ガス燃料乗用自動車」という。）にあっては、その燃料装置が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 世界統一技術規則第 13 号の技術的な要件（同規則の規則 5.2.1.（5.2.1.1.2.を除く。）及び 6.1.3.から 6.1.6.までに限る。）に定める基準に適合するものであること。

ロ 容器附属品は別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3.1.1.に定める基準に適合するものであること。

ハ ガス容器及び容器附属品は、別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3.5.6.に定める基準に適合するものであること。この場合において、同別添 3.5.6.中「3.5.5.が適用される自動車」とあるのは「細目告示第 20 条第 3 項第 2 号ホが適用される自動車」と読み替えるものとする。

ニ 保安基準第 17 条第 3 項の規定が適用される自動車以外の圧縮水素ガス燃料乗用自動車のガス容器及び容器附属品は、別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3.5.4.に定める基準に適合するものであること。

ホ 座席の地上面からの高さが 700mm 以下の圧縮水素ガス燃料乗用自動車（乗車定員 10 人以上のもの及びその形状が乗車定員 10 人以上のものの形状に類するものを除く。）は、別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」3.5.5.に定める基準に適合するものであること。この場合において「3.5.5.1.及び 3.5.5.2.方法」とあるのは「世界統一技術規則第 13 号の技術的な要件（同規則の規則 6.1.1.及び 6.1.2.に限る。）に定める方法」と「3.5.5.3.の基準」とあるのは「世界統一技術規則第 13 号の技術的な要件（同規則の規則 5.2.2.に限る。）に定める基準」と読み替えるものとする。

三 圧縮水素ガス燃料乗用自動車以外の圧縮水素ガスを燃料とする自動車にあっては、燃料装置が別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合するものであること。

（略）

（使用者の点検及び整備の義務）

第四十七条 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

（日常点検整備）

第四十七条の二 自動車の使用者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点検、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

2 次条第一項第一号及び第二号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、前項の規定にかかわらず、一日一回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。

3 自動車の使用者は、前二項の規定による点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。